

# 東北大学自然科学系共同研究推進型受入留学生奨学金

## TU Research-Oriented Incoming Student (ROIS) Scholarship

### 令和5年度支援対象者募集要項

#### I 概要

##### 1 奨学金名称

東北大学自然科学系共同研究推進型受入留学生奨学金  
TU Research-Oriented Incoming Student (ROIS) Scholarship

##### 2 奨学金概要

本学の大学間又は部局間学術交流協定締結校で自然科学系の分野を専攻している大学院学生のうち、特に優秀で、本学の対象研究科において研究を目的とした交流を行う者について、本学での受入期間中、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）の海外留学支援制度（協定受入）奨学金による支援を行います。

#### II 申請資格・募集人数

##### 1 申請資格

本奨学金への申請が可能な者は、次のすべてを満たす者とします。

- (1) 大学間又は部局間学術交流協定に基づき本学と授業料不徴収条項を締結している大学等<sup>※1</sup>の正規課程に在籍する大学院学生で、本学での留学期間終了後、在籍大学等に戻り本学での共同研究を基礎とした高等教育を修学できる者
- (2) 自然科学系分野を専攻している者
- (3) 本学の次のいずれかの研究科において特別研究学生として受入れが内定している者<sup>※2</sup>  
理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科
- (4) 本学での受入期間が21日以上12か月以内である者<sup>※3</sup>
- (5) 別紙「JASSOによる奨学金支給対象者の資格及び要件」に記載の要件を満たす者
- (6) 原則受入開始日が月初の平日であること<sup>※4, 5</sup>

※1 授業料不徴収条項を締結していない大学からの受入れを希望する場合は、留学生課本件担当に相談すること。

※2 本学で予備教育を受ける期間がある場合、当該期間を受入期間に含めることはできない。

※3 渡航にかかる期間は含まない。

- ※4 受入開始日は研究開始日とする。
- ※5 以下に該当する場合、会計手続きの都合上受入終了月の支給は不可となる
  - 受入終了月が4月の場合
  - 受入期間が4か月以上かつ受入終了日がその月の25日より前の場合

例：受入期間が4か月以上の場合で、かつ受入終了日が

- 1) 2/20の場合、2月分支給不可
- 2) 2/27の場合、2月分支給可

- 2 募集人数  
若干名

### III 申請手続き等

#### 1 支援期間

受入開始日は渡日後の研究を開始する日を指し、渡日による受入期間＝支援期間となります。  
受入開始日が 2023年7月1日（土）～2024年3月31日（日） の者が支援対象者となります。

#### 2 申請期間

申請期間は、上記支援期間を鑑み次のとおりとします。

**2023年4月14日（金）～5月10日（水）17:00**

なお、追加の受入枠がある場合には、再募集することがあります。

#### 2 申請書類

申請書類及び留意事項は、次のとおりです。

申請書類		留意事項
1	パスポートの本人確認ページの写し	任意様式（PDF）
2	Certificate of Enrollment	<a href="#">所定様式：Form 2（MS Word→PDF）</a> ・様式下部の署名欄には在籍大学等の証明権者が署名を行い、PDFに変換のうえ提出すること。
3	在籍大学等が発行した成績証明書の写し	任意様式（PDF） ・成績評価基準及び方法の記載部分も併せて提出すること。
4	Pledge	<a href="#">所定様式：Form 3（MS Word→PDF）</a> ・様式下部の署名欄には申請者本人が署名を行い、PDFに変換のうえ提出すること。
5	Confirmation letter	<a href="#">所定様式(WORD)</a>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入教員サインの上申請者へ送付すること。</li> </ul> <u>受入教員のサインが無い場合、申請を受け付けることはできません。</u>
6	様式 M	<u>所定様式(Excel)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価係数で表すことができない又は前学期分の成績も判明しない場合、客観的な学業成績の判断基準を用い、受入学生の学業成績を総合的に判断し、成績評価係数 2.30 相当以上であるとする理由を示す必要があります。この場合所定様式（様式 M）をご提出頂く必要があります。記入方法については <u>JASSO 手引き「第 2 章 受入学生の資格・要件」</u>をご参照下さい。</li> </ul>

### 3 申請方法

受入教員は上記について申請者へメールにて送付し申請フォームより申請するよう指示ください。

ROIS 申請フォーム：<https://forms.gle/BirKmW11NoynPHhg6>

### 4 留意事項

受入部局事務担当者は、本奨学金への申請に先立ち、以下の手続きを遺漏なく行っているか受入教員等関係者に対して確認を行ってください。

#### （1）授業料不徴収枠の確保

特別研究学生としての受入れを予定している者は、大学間又は部局間の学術交流協定に基づく授業料不徴収条項での受入れとなることを確認する必要があります。大学間学術交流協定締結校からの受入れを希望する場合は、留学生課本件担当までお問い合わせください。

部局間学術交流協定締結校からの受入れを希望する場合は、各部局において授業料不徴収枠の確保を行ってください。

#### （2）特別研究学生としての受入手続き

本奨学金への申請を完了しても、各部局において特別研究学生としての受入手続きを行わなければ、学生の受入れをすることはできません。特別研究学生としての受入手続きについては、各部局の担当部署に必ず確認を行ってください。同様に、受入学生の来日及び離日に係る諸手続き（在留資格認定証明書交付申請、誓約書発行依頼、宿舍手配及び保険加入など）も、受入部局の責任により行ってください。

(3) その他支給に伴う手続きについては、「[海外留学支援制度（協定受入）事務手続きの手引き](#)」をご参照願います。

#### IV 支援対象者の選考・発表

##### 1 支援対象者の選考

支援対象者の選考は、受入期間や成績等を考慮のうえ、申請書類に基づき自然科学系学生交流実施委員会での審議により行います。

##### 2 支援対象者の発表

支援対象者の発表は、留学生課本件担当から申請者、受入研究者、受入部局担当部署へ7月中旬までにメールにて行います。

#### V 奨学金・授業料

##### 1 奨学金

支援対象者には、以下のとおり奨学金を支給します。

奨学金：月額8万円

支給基準：支給対象となる月ごとに支援対象者の在籍を確認したうえで、1月分ごとに支給※<sup>1</sup>

	受入期間3か月以内	受入期間3か月超
支給方法	現金支給 ・留学生課指定日に川内キャンパスの留学生課窓口で支給	振込支給 ・毎月25日前後に支援対象者本人名義の国内金融機関口座へ振込
支給回数	支給対象者の受け入れ期間を31日ごとに区切って算出。上限12回。	

受入日数	支給月数	受入日数	支給月数
21～31日	1	187～217日	7
32～62日	2	218～248日	8
63～93日	3	249～279日	9

94～124 日	4	280～310 日	10
125～155 日	5	311～341 日	11
156～186 日	6	342～365 日	12

※1 受入期間が3か月超の場合、金融機関口座開設手続きの都合上、支援開始月の奨学金は翌月の支給となる

※2 金融機関口座を支払日（毎月25日頃）まで保持できない場合、原則奨学金支給を行わない

## 2 授業料

大学間又は部局間学術交流協定締結校から学生を特別研究学生として、かつ学生交流の覚書に基づき受け入れる場合は、授業料不徴収条項に基づき本学では授業料を徴収しません。ただし、在籍大学等の授業料は納付する必要があるので留意してください。

## VI 報告書等

支援対象者は、以下の報告書等を提出してください。詳細は、支援対象者の発表の際に別途通知します。なお、期限内に報告書等の提出を行わなかった場合は、奨学金の返納を求めることがあります。

- |                |         |                        |
|----------------|---------|------------------------|
| (1) 研究成果報告書    | 支援対象者作成 | 任意様式※1 (PDF)           |
| (2) 留学前・留学後報告書 | 支援対象者作成 | <a href="#">所定様式※2</a> |
| (3) 成績証明書の写し   | 受入部局作成  | 任意様式※3 (PDF)           |

※1 当該支援対象者の受入期間に相応する研究成果物として受入教員が認めるもの。

※2 留学開始時及び留学終了時後に回答するもの。

※3 単位付与がない場合提出不要

## VIII 申請資格の取消し・申請内容の変更

### 1 申請資格の取消し

次の場合は、申請資格を取り消します。

- (1) 在籍大学等からの留学許可が得られなかったとき
- (2) 申請書類の提出の段階で申請資格を満たす見込みがないとき
- (3) 健康を害し、本学での修学に困難があるとき
- (4) その他、申請が適当でないと認められるとき

## 2 申請内容の変更

申請内容の変更を希望する場合は、留学生課本件担当宛てすみやかにご連絡ください。

〔本件担当〕

教育・学生支援部留学生課

留学生交流係 仁昌寺(ニショウジ)

電 話：内線 92-3745

Email : [studyab@grp.tohoku.ac.jp](mailto:studyab@grp.tohoku.ac.jp)